

## 医薬品等の広告の取扱いについて

平成10年11月5日 医薬発第968号

各都道府県知事

各政令市市長 あて 厚生省医薬安全局長通知

各特別区区長

医薬品等による保健衛生上の危害の防止や安全性を確保するため、医薬品等の広告については、その内容が虚偽誇大にならないようにするとともに、その適正を期するため、従前より薬事法に基づく通知等によりその監視指導が行われてきたところである。

このうち、広告について、二重価格表示や大廉売等の表現を用いることは、医薬品の品位を傷つけ、乱用を助長させるものとして禁止等の指導を行ってきたが、価格表示に関する規制は、その運用によっては事業者の公正かつ自由な競争を制限させるおそれがあることから、関係通知を下記のとおり見直すこととしたものである。

なお、保健衛生上の観点から、医薬品の過量消費又は乱用助長を促す広告については、引き続き、医薬品等適正広告基準に基づき必要な監視指導をお願いする。

### 記

- 1 昭和35年2月12日薬発第67号「いわゆる乱売に伴う医薬品等の監視について」、昭和38年1月28日薬発第40号「不当景品類及び不当表示防止法第4条第2項に関する質疑照会について」及び昭和44年7月3日薬監第111号「不当な価格表示に関する不当景品類及び不当表示防止法第4条第2号の運用基準について」は、これを廃止する。
- 2 昭和37年4月5日薬発第152号「薬局、一般販売業の許可等の取扱いについて」中、3を削除する。
- 3 昭和50年6月28日薬発第561号「薬事法の一部を改正する法律の施行について」中、記の第2の(1)及び(4)を削除する。